



令和7年度

自動車整備士試験日程のご案内

回数 項目	第1回試験 検定試験	第2回試験 検定試験	検定試験 (※)全部免除者申請のみ	第1回試験 登録試験	第2回試験 登録試験
実施する 試験の種類	自動車電気 装置整備士	自動車車体 整備士 ※実技試験のみ	一級小型自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級2輪自動車整備士 三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級2輪自動車整備士 自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士	二級ガソリン自動車学科試験 二級ジーゼル自動車学科試験・実技試験 二級2輪自動車学科試験 三級自動車シャシ学科試験 三級自動車ガソリン・エンジン学科試験・実技試験 三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験 自動車車体学科試験 ※すでに学科合格者で実技試験のみ申請者も含む。	一級小型自動車学科試験(筆記・口述)・実技試験 二級ガソリン自動車学科試験 二級ジーゼル自動車学科試験 二級自動車シャシ学科試験 三級自動車シャシ学科試験 三級自動車ガソリン・エンジン学科試験 三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験 三級2輪自動車学科試験 自動車電気装置学科試験 自動車車体学科試験 ※すでに学科合格者で実技試験のみ申請者も含む。
受付期間	令和7年7月14日(月)～ 令和7年7月18日(金)	令和7年10月20日(月)～ 令和7年10月24日(金)	(受付期間) 全部免除者の申請は 随時受付となります。 *学科・実技試験両方の資格を取得した方は、 上記により申請すること。 (学科試験合格者並びに実技修了者の両資格 を取得している方は、その合格及び修 了日から2年以内に申請しないと失格に なります。)	令和7年7月28日(月)～令和7年8月1日(金)	令和8年1月19日(月)～令和8年1月23日(金)
学科試験日	令和7年10月22日(水)	学科試験は 実施しません ※自動車車体整備士 学科試験を受験希望 の方は、登録試験を 受験してください。		学科試験日 令和7年10月5日(日)	学科(筆記)試験日 令和8年3月22日(日) 令和8年5月10日(日)
実技試験日	令和7年12月14日(日)	令和7年12月14日(日)		実技試験受験手数料[学科試験合格後]について 二級ジーゼル、三級ガソリン学科試験申請者で、学科試験に合格し、実技試験を 受験する者は、次の期間内に本実技試験手数料を整備振興会へ納付すること。 納付期間 令和7年10月27日(月)～令和7年10月31日(金)	実技試験受験手数料[学科試験合格後]について 一級小型自動車の学科試験を、上記受付期間内に受験申請した者で、学科試験(口述) 合格後の実技試験を受験するには、次の期間内に本実技試験手数料を整備振興会へ納付 すること。 納付期間 令和8年1月19日(月)～令和8年1月23日(金)
				実技試験日 令和8年1月18日(日)	実技試験 令和8年8月23日(日)

※学科試験は各都道府県で実施されますが、口述・実技試験は、種目などで試験会場が異なりますので、当会教育課へお問い合わせ願います。

●一般社団法人福島県自動車整備振興会教育課

福島市吉倉字吉田 5 TEL(024) 546-3451(代)

●郡山支部

須賀川市宮の杜12-7 TEL(0248) 75-4652

●会津支部

会津若松市館馬町12-18 TEL(0242) 27-0210

●いわき支部

いわき市内郷綴町舟場 2-4 TEL(0246) 26-0511

※申請用紙は各支部で無料配布いたします。

(申請書は期間内に提出願います。土曜日・日曜日・祝日は除く)

積極的にチャレンジしよう。

受験資格

- 三級……………自動車の整備作業に関し、試験の日の前日において1年以上の実務経験を有する方。
- 二級……………自動車の整備作業に関し、三級整備士合格後、試験の日の前日において3年以上の実務経験を有する方。
- 二級シャシ…自動車の整備作業に関し、三級整備士又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士合格後、試験の日の前日において、2年以上の実務経験を有する方。
- 特殊……………各種類の自動車の装置の整備作業に関し、試験の日の前日において、2年以上の実務経験を有する方。
- 一級小型……二級の技能検定(二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した日から自動車の整備作業に関し、3年以上の実務の経験を有する方。

注意事項

- ・現在所属している事業場での実務経験年数が受験する試験の受験資格を満たさない場合は、以前に勤務していた事業場の代表者より別紙の「実務経験証明書」が必要となります。
- ・登録試験の学科試験および実技試験合格者は、合格年月日から2年以内に検定試験の全部免除申請を行わないと、整備士資格を取得できません。
- ・登録試験合格者で自動車整備振興会等が実施する技術講習を修了された方、整備専門学校等の一種養成施設を修了された方は、修了日から2年以内に検定試験の全部免除申請を行わないと、整備士資格を取得できません。